



2025年12月期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年3月16日(月曜日)
午後2時00分(受付開始：午後1時30分)

開催場所

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
グループ第2本社・渋谷フクラス
16階「GMO Yours・フクラス」

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。



GMOコマース株式会社
代表取締役社長
山名 正人

株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜り、心より感謝申しあげます。

皆様の温かいご支援に支えられ、当社は2025年9月25日をもちまして、東京証券取引所グロース市場への上場を果たすことができました。ここに謹んでご報告申しあげますとともに、皆様のご厚情に深く御礼申しあげます。

当社は、「すべてのお店の『マーケティングプラットフォーム』に」を経営理念に掲げ、テクノロジーの力で店舗ビジネスの課題解決に取り組み、店舗様の課題やニーズに合わせた最適なサービス提供しております。人手不足やデジタル化の波が押し寄せる中、私たちは単なるツールの提供にとどまらず、AIを活用した「集客・販促の効率化」と「顧客体験の向上」を実現するプラットフォームとして、日本中の店舗様の商いを支えるインフラとなることを目指しております。

上場初年度となります2025年度は、前期比24.0%増の2,459百万円、営業利益は前期比50.2%増の523百万円となり、売上高・利益ともに過去最高を更新する好業績となりました。この成果は、強固な顧客基盤に基づく「ストック収益」の積み上げに加え、AIによる高精度なターゲティング配信が奏功し、「顧客単価」が飛躍的に向上したことによるものです。「顧客数」と「顧客単価」の両輪が機能する再現性の高い成長モデルが確立された一年であったと確信しております。

2026年度につきましても、この好循環をさらに加速させてまいります。主力サービスである「GMOマーケティングDX」や「GMOマーケティングコネクト」の機能拡充を進め、店舗様にとってなくてはならないパートナーとしての地位を不動のものにしていく所存です。また、株主の皆様への利益還元につきましても、高成長と高配当の両立を目指す中期ビジョンのもと、積極的かつ安定的に実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社事業への変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

証券コード：410A
2026年2月27日
(電子提供措置の開始日 2026年2月20日)

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMOコマース株式会社
代表取締役社長 山名正人

2025年12月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社2025年12月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会資料はインターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.gmoc.jp/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記のウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 <https://s.srdb.jp/410A/>

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名「GMOコマース」またはコード「410A」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上ご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月13日（金曜日）午後6時30分までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月16日（月曜日）午後2時00分（受付開始 午後1時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号

グループ第2本社・渋谷フクラス16階「GMO Yours・フクラス」

3. 会議の目的事項

報告事項 2025年12月期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 株主総会会場へのご来場に際してのお願い

会場であるグループ第2本社・渋谷フクラスへの入館にあたり、以下の事項についてご了承ください。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申しあげます。

- ・株主総会会場での撮影、録画、録音、SNSでの投稿等については、法令違反やそのおそれがある行為、その他不適切な行為はご遠慮ください。
- ・所定の場所以外には立ち入らないようお願いいたします。
- ・株主総会会場での食事は禁止とさせていただきます。
- ・本総会は当日会場にご来場いただけない株主様のため、インターネット等の手段を用いてライブ配信（ハイブリッド参加型バーチャル株主総会）を行います。
- ・株主総会のライブ配信にあたっては、株主総会にご出席される株主様のプライバシーに配慮し、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- ・ご来場に際しての株主情報及び防犯のために設置した館内ビデオカメラにより記録される個人情報は、当社において厳正に管理し、当社の株主総会運営、入館管理及び情報管理の目的のみに使用いたします。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。

以 上

1 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

2 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会へのご出席・ご参加のご案内

1. ハイブリッド参加型バーチャル株主総会とは

株主様がインターネット等の手段を用いて株主総会の議事進行をライブ視聴するとともに、ご意見等のコメントを送信すること（以下、「バーチャル参加」といいます）が可能な株主総会です。

株主様によるバーチャル参加は、株主総会に出席したとは取り扱われないため、株主様におかれましては、書面又はインターネットにより事前の議決権行使を行っていただかず、株主総会当日に議決権行使を希望される株主様は、会場にお越しいただきますようお願いいたします。

また、ご意見等のコメントは株主総会の審議状況等により、ご紹介することができない場合もありますのでご了承ください。

2. 当日のご出席について

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、本招集ご通知をご持参ください。

3. バーチャル参加に必要となる環境

本冊子内「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4. バーチャル参加の方法（システムへのログイン方法）

本冊子内「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

5. 議決権行使の方法及び取扱い

株主様が議決権の行使をいただける方法は3つございます。

(1) インターネットによる議決権行使の場合

詳細は、「議決権事前行使方法」をご参照ください。

(2) 書面（郵送）による議決権行使の場合

詳細は、「議決権事前行使方法」をご参照ください。

(3) 株主総会（本会場）にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

(4) ご注意事項

- ・書面による議決権行使に際して、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面（郵送）による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。
- ・インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行

使いたします。

- ・インターネットを通じて事前に議決権を行使する際のプロバイダ及び通信事業者の料金等は、株主様のご負担となります。

6. ご質問、動議及びご意見等のコメントの方法

当日、会場にてご出席いただける株主様は、ご質問及び動議を提出いただくことができます。

バーチャル参加の株主様は、ご質問及び動議の提出をいただくことはできませんが、ご意見等のコメントを提出いただくことができます。なお、ご意見等のコメントは株主総会の審議状況等により、ご紹介することができない場合もありますのでご了承ください。

また、ご意見等のコメントは本総会の目的事項に関する内容であり、他のご意見等と重複しないものを中心取り上げる予定です。本総会の目的事項に関するご意見で回答できないものは、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問、ご意見等と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただく可能性がございます。

ご意見等コメントについては、審議時間に限りがあることから、一人1問まで（最大250文字まで）といたします。ご意見等のコメントを繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャル株主総会の安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

7. 事前のご質問の受付について

株主の皆様からの、本総会への事前のご質問を、下記、本総会専用ウェブサイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主の皆様の関心が高いと思われる事項につきまして、本総会で取り上げさせていただく予定です。本総会にて取り上げることができなかったご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前のご質問のご登録方法】

受付期間：2026年2月27日（金曜日）正午 から 2026年3月6日（金曜日）午後6時30分まで

本総会専用ウェブサイト：<https://meetings.lumiconnect.com/>

ログイン方法につきましては、本冊子内「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照ください。

8. 終了予定時刻について

本総会の終了予定時刻は開始から最大1時間後を予定しておりますが、議事の進行状況によっては、終了予定時刻よりも前に終了する場合がございます。

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会ログイン方法のご案内

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に参加いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ視聴いただくとともに、ご意見等コメントを送信することが可能です。

配信日時	2026年3月16日（月曜日）午後2時00分より (ログイン開始時間 午後1時30分より)
------	--

※視聴方法は次頁をご参照ください

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性がございます。

万が一、通信障害等が発生した場合には、当社ウェブサイト (<https://ir.gmoc.jp/>) にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。

株主様におかれましては、当社ウェブサイトをご確認いただき、次頁「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照の上、改めて本総会にバーチャル参加をお願い申しあげます。

ログイン方法のご案内（手順）

1 本総会専用ウェブサイトにアクセス

<https://meetings.lumiconnect.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する



3 会議IDをご入力

700-824-421-823

上記会議IDをご入力後（会議に参加）ボタンを押してください。



ID、パスワードをご入力後、（サインイン）を押してください。

ログインには、議決権行使書記載の株主番号・株主様のご住所の郵便番号をご入力ください。

ID : 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載されている株主番号（9桁）

※議決権行使書を郵送する前にお手元に控えていただくことをお勧めいたします。

PW : 2025年12月末日現在の株主名簿に記録された郵便番号（ハイフンを除く7桁）



開会時間となる

2026年3月16日（月曜日）午後2時00分までお待ちください

ご注意事項など

1 視聴に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル参加を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル参加に必要となる通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル参加できない場合については、ご了承ください。

	PC		モバイル	
OS	Windows	Mac	Android	iOS
Microsoft Edge, Google Chrome	Windows11	MacOS 最新版	Android 10以上	iOS15以上
Mozilla Firefox		Safari	Chrome	Safari

※1 最新バージョンにてご覧ください

2 議決権行使について

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会は、会社法上の「出席」に該当しないため、事前の議決権行使または当日にご出席をいただくことで、議決権を行使いただけます。

3 ご質問、動議及びご意見等コメントについて

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会では、当日議場にご出席いただいた場合のみ、ご質問及び動議を提出いただけます。

バーチャル参加の株主様は、ご意見等コメントをオンライン上でご提出いただくことができます。

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご注意事項は「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会へのご出席・ご参加のご案内 6. ご質問、動議及びご意見等のコメントの方法」に記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様が議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの投稿などの利用行為については、無断で改変する等、法令違反やそのおそれがある行為、その他不適切な行為はご遠慮ください。
- 配信に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャル株主総会ヘルプデスク
 **0120-245-022**

受付時間：2月27日（金）～3月13日（金）
午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く平日）
株主総会当日
午前9時～配信終了まで

動画視聴について

株式会社
Jストリーム **050-3186-4576**
受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

議決権事前行使方法

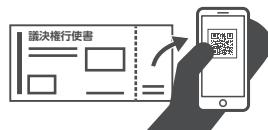


スマートフォン又はタブレットから議決権行使

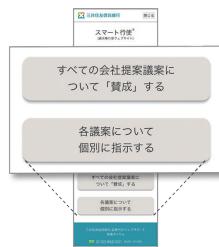
2026年3月13日(金) 午後6時30分受付分まで

QRコードを読み取っていただくことにより、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

2026年3月13日(金) 午後6時30分到着分まで

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031 [フリー]
受付時間 午前9時～午後9時まで



パソコンから議決権行使

2026年3月13日(金) 午後6時30分受付分まで

議決権行使
ウェブサイト

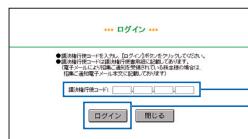
<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

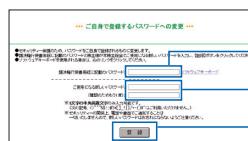
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



「パスワード」を入力

ご自身でパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使がされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使がされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●議決権行使において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、将来の経営環境の変化に対応し得る資本政策上の柔軟性を確保するとともに、株主価値への影響も踏まえた適切な資本構成の維持を図ることが重要であると考えております。
- 本議案では、今後の資本政策における株式価値への影響等を総合的に勘案し、発行可能株式総数を見直すため、現行定款第7条（発行可能株式総数）について変更を行うものであります。
- (2) 当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様の出席を容易にし、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等のリスクを低減するため、完全電子化による株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主様がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンライン株主総会」）を開催することができるよう、現行定款第13条（株主総会の招集）について変更を行うものであります。
- なお、本定款変更に関しましては、経済産業省令、法務省令で定めるところにより、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条（条文省略）	第1条～第6条（現行どおり）
第7条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>14,385,600株</u> とする。	第7条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>7,178,443株</u> とする。
第8条～第12条（条文省略）	第8条～第12条（現行どおり）
第13条（株主総会の招集） 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時これを招集する。 (新設)	第13条（株主総会の招集） 1. 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時これを招集する。 2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
第14条～附則（条文省略）	第14条～附則（現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		地位	担当	当事業年度における取締役会への出席状況（出席率）				
1 再任	山	まな	まさ	人	代表取締役社長	15回中15回に出席 (100%)			
2 再任	伊	い	せ	勢	主税	ちから	常務取締役	コーポレート統括本部 統括本部長	15回中15回に出席 (100%)
3 再任	西	にし	やま	山	裕	ひろ	之	取締役	15回中15回に出席 (100%)

候補者
番 号

1



やまな まさと
山名正人
(1971年8月25日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

93,240株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1993年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入社
2000年4月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社
2006年4月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）
コマース営業本部長
2009年4月 株式会社IDCフロンティア 社外取締役
2010年1月 株式会社JWord（現GMOインサイト株式会社） 社外取締役
2012年7月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社 グループアライアンス推進室 室長
2012年11月 当社 代表取締役社長（現任）

・選任理由

山名正人氏は、当社創立以来、代表取締役社長として、取締役会決議を執行し、会社の業務を統括しております。また、業界動向に関する高い見識を有しております。以上のことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

2



い せ ち か ら
伊 勢 主 税

(1972年8月9日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

19,980株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年 4月 ニプロファーマ株式会社 入社
1997年12月 株式会社エフアンドエム 入社
2000年 4月 中小企業診断士 登録
2004年12月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社
2008年 1月 日本レンタルカメラ株式会社 代表取締役
2009年12月 株式会社ROI 入社
2012年11月 当社 取締役 コーポレート統括本部統括本部長
2018年 3月 当社 常務取締役 コーポレート統括本部統括本部長（現任）

・選任理由

伊勢主税氏は、当社のコーポレート部門全般を統括する取締役として業務を執行しており、同分野において豊富な経験と知見を有しております。以上のことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

3



にしやま ひろゆき
西 山 裕 之

(1964年8月14日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

一株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2001年3月 インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役
- 2012年11月 当社 取締役（現任）
- 2022年3月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長 執行役員・COOグループ代表補佐グループ人財開発統括
- 2025年3月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長 執行役員・COOグループ代表補佐グループ人財開発統括 セキュリティ事業担当（現任）

・選任理由

西山裕之氏は、GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長として、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の経営全般に対する助言をいただきため、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

(注)

1. 取締役候補者山名正人氏、伊勢主税氏、西山裕之氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者西山裕之氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の取締役グループ副社長執行役員・COOグループ代表補佐グループ人財開発統括 セキュリティ事業担当を務めており、当社と同社との間には、営業上の取引関係があります。
3. 取締役候補者西山裕之氏の過去10年間における当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社および同社の子会社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に關し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたく、選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者



みうら のぞみ
三浦 希美
(1983年5月31日生)

新 任

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年12月 ひかり総合法律事務所 入所

(2022年～ 同法律事務所パートナー弁護士（現任）)

2023年6月 帝国通信工業株式会社 社外取締役（現任）

・社外取締役候補者とした理由および期待される役割

三浦希美氏は、弁護士としての豊富な経験と知見を有しており、当社のガバナンス体制強化を図るための有用な助言および意見をいただくため、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

同氏は、過去に、社外取締役となること以外で会社経営に関与した経験はございませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(注)

1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三浦希美氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 三浦希美氏が原案とおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
4. 当社はGMOインターネットグループ株式会社の子会社でありますが、三浦希美氏はGMOインターネットグループ株式会社（同社の子会社等（当社を除く。）を含む）の業務執行者もしくは役員ではなく、過去10年間に業務執行者もしくは役員であった事実もありません。
5. 三浦希美氏が原案とおり選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同第425条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、三浦希美氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 三浦希美氏の戸籍上の氏名は、澤希美であります。

以上

事業報告 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度における事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済環境は、インバウンド需要の回復等により緩やかな持ち直しの動きが見られた一方、継続的な物価上昇や賃上げに伴う人件費の増大、深刻な人手不足など、店舗経営を取り巻くコスト環境は依然として厳しい状況にあります。

このような環境下、店舗事業者においては、限られたリソースで収益を最大化させるための「店舗運営の効率化 (DX) (注1)」と、一見客のファン化によって安定収益に繋げる「顧客体験の向上 (CX) (注2)」の両立が、重要な経営課題となっております。当社の事業領域であるデジタルマーケティング市場におきましても、こうした背景からデジタル活用のニーズが一段と高まっております。しかしながら、多くの店舗事業者において「デジタルを使いこなす人材やノウハウの不足」が大きな壁となっており、集客からファン作りまでをシンプルかつ一気通貫で支援する当社のプラットフォームへの期待は、ますます強まっております。

当社は、「すべてのお店の『マーケティングプラットフォーム』に」を経営理念に掲げ、小売・飲食・アパレル・サービス業等、あらゆる業種の店舗事業者に対し、AI等のテクノロジーと伴走型支援を融合させた独自のプラットフォームを提供しております。当社の強みは、集客からファン作りまでを一気通貫で支援できる「柔軟なプロダクト連携」と店舗単位での伴走支援による「豊富なナレッジとデータの資産化」、GMOインターネットグループの基盤を活かした「信頼性」にあります。

当事業年度におきましては、事業成長の最重要KPIとして「顧客数」の拡大と「顧客単価」の向上を両輪で推進し、多様なプロダクトを組み合わせた最適なソリューション提案による長期的に成長し続ける収益基盤の構築に注力いたしました。具体的な取り組みといたしましては、ストック収益の基盤となる「GMOマーケティングDX」において、LINEとInstagramの「友だち同時登録機能」などの新機能を追加し、店舗事業者の運用負荷を下げるつつ集客効果を強化いたしました。また、2025年2月には、顧客単価向上の起爆剤となる新サービス「GMOマーケティングコネクト」の提供を開始いたしました。本サービスは、AIを活用した高精度なパーソナライズ配信により、従来の画一的な配信よりも高い販促効果を実現するものです。これにより、配信数などの利用実績が伸長し、従量課金型の収益が大きく拡大いたしました。

営業面におきましては、これら複数のサービスを顧客の課題に合わせて提案できる体制を強化するとともに、販売パートナーとの連携を深め、顧客基盤の拡大（顧客数の最大化）に努めました。また、既存の顧客に対しても、新たな機能やサービスの導入を促進することで、顧客単価の向上を図りました。これにより、解約率を低水準に抑えながらストック収益を積み上げ、さらに利用実績に応じた従量収益が上乗せされる「再現性の高い成長モデル」が確立されました。

(注1) DX

デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略語で、企業がデータやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルなどを抜本的に変革し、顧客に新しい価値を提供し競争優位性を築くことを意味します。

(注2) CX (顧客体験)

カスタマーエクスペリエンス (Customer Experience) の略語で、一般的に「顧客体験」と訳されますが、顧客が企業やブランド、商品と接する中で得られるあらゆる体験を指します。

この結果、ストック型の固定収益が堅調に推移したことに加え、配信数などの利用実績に応じた収益が上乗せされ、当事業年度の業績は、売上高2,459百万円（前期比24.0%増）、営業利益523百万円（前期比50.2%増）、経常利益508百万円（前期比44.8%増）、当期純利益342百万円（前期比57.1%増）となり、過去最高益を達成いたしました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は292百万円であり、その主なものはソフトウェア開発に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は2025年9月25日に東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による1,568,400株およびオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による235,200株の新株発行により、19億57百万円の資金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、生成AIをはじめとする技術革新の加速や、プラットフォーム市場の競争激化など、変化が激しい状況にあります。また、事業拡大に伴う専門人材の確保も重要な経営課題と認識しております。

当社はこれらの変化をデジタルマーケティングの需要をさらに押し上げる「好機」と捉え、課題を解決するために、以下の施策を重点的に推進してまいります。

第1に、全国のあらゆる店舗事業者に当社サービスをお届けするため、有力な販売パートナーとの連携を一段と強化し、営業体制の拡充を図ります。また、業種や規模を問わず導入しやすい柔軟なプラットフォームの構築を進め、圧倒的な顧客基盤（シェア）の獲得を目指します。

第2に、顧客単価の持続的な向上のため、AI技術への投資を加速させます。単なる機能提供にとどまらず、データ分析に基づいた高精度なマーケティング支援や業務効率化など、店舗の売上拡大に直結する高付加価値サービスを開発・提供し、クロスセルを推進してまいります。

第3に、急速な技術進化や市場変化に即応できる強靭な技術基盤を構築するとともに、事業拡大を牽引する専門人材の確保・育成に注力します。また、GMOインターネットグループとのシナジーを最大限に活用し、ガバナンスの強化とともに、長期的な成長を支える盤石な組織体制を築いてまいります。

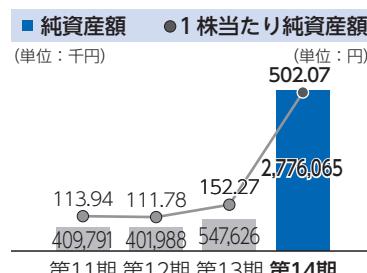
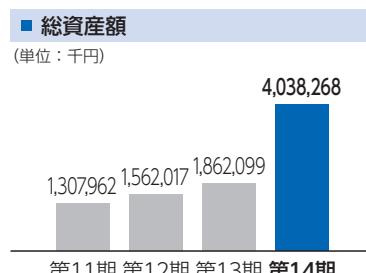
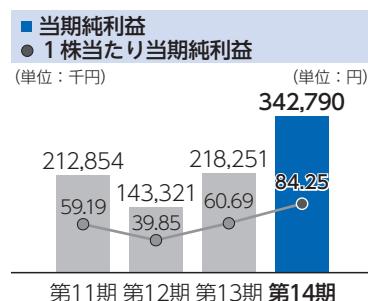
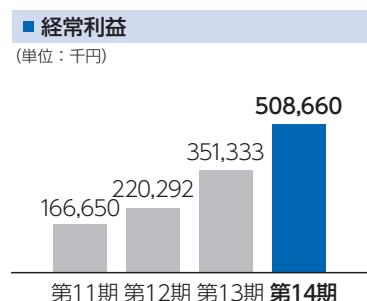
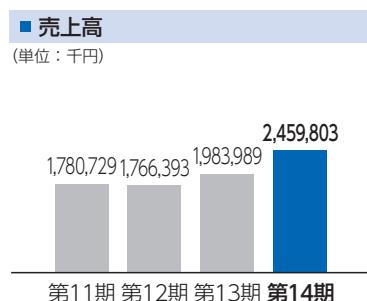
株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を受け賜りますようお願い申しあげます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区分		第11期 2022年12月期	第12期 2023年12月期	第13期 2024年12月期	第14期 2025年12月期 (当事業年度)
売上高	(千円)	1,780,729	1,766,393	1,983,989	2,459,803
営業利益	(千円)	154,972	219,433	348,733	523,639
経常利益	(千円)	166,650	220,292	351,333	508,660
当期純利益	(千円)	212,854	143,321	218,251	342,790
1株当たり当期純利益	(円)	59.19	39.85	60.69	84.25
総資産	(千円)	1,307,962	1,562,017	1,862,099	4,038,268
純資産	(千円)	409,791	401,988	547,626	2,776,065
1株当たり純資産	(円)	113.94	111.78	152.27	502.07

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

また、当社は2025年4月11日付けで普通株式1株につき普通株式666株の割合で株式分割を行っております。そのため、2022年12月期期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益および1株あたり純資産を算定しております。



(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はGMOインターネットグループ株式会社であり、同社は当社の株式3,596,400株（議決権比率65.06%）を保有しております。

なお、当社はGMOインターネットグループ株式会社との間に営業上の取引関係があります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、新規取引開始時および既存取引の継続時も含め、少数株主の保護の観点から取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較などから慎重に検討して実施しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。経営方針や事業戦略はグループシナジー創出の観点を踏まえつつ当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保しながら経営および事業活動にあたっております。

ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社の事業は、店舗のDX推進とCX（顧客体験）向上を支援する「CX向上ソリューション事業」です。 小売・飲食等のあらゆる業種の店舗事業者に対し、LINEやInstagramを活用した集客支援をワンストップで提供し、店舗のマーケティングにおける業務効率化とCX向上に貢献しております。

(12) 主要な営業所等（2025年12月31日現在）

本社：東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号 渋谷フクラス13階

宮崎オフィス：宮崎県宮崎市老松二丁目2番1号 GMO hinataオフィス

(13) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

区分	使用人数（名）	前事業年度末増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	64(3)	1名増	39.8	5.5
女性	39(4)	10名減	36.7	5.6
合計または平均	103(7)	9名減	38.6	5.6

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2025年9月25日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,385,600株
- ② 発行済株式の総数 5,529,204株
- ③ 株主数 2,913名
- ④ 大株主の状況

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
GMOインターネットグループ株式会社	3,596,400	65.04
株式会社SBI証券	231,261	4.18
江川 巍	129,300	2.33
山名 正人	93,240	1.68
MSIP CLIENT SECURITIES	63,100	1.14
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J PRD AC ISG (FE-AC)	61,500	1.11
野村證券株式会社	59,000	1.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONA L	55,100	0.99
石川 幸司	37,800	0.68
土井 将司	30,000	0.54

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の現況

		第1回新株予約権
発行決議日		2022年12月22日
新株予約権の数		160個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 106,560株 (新株予約権1個につき 666株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 250,416円 (1株当たり 376円)
権利行使期間		2024年12月23日～2032年12月21日
行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	新株予約権の数 160個 目的となる株式数 106,560株 保有者数 2名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場すること。
2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、本新株予約権の権利行使時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であること。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
3. その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 名 正 人	
常務取締役	伊 勢 主 稲	コーポレート統括本部統括本部長
取締役	西 山 裕 之	GMOインターネットグループ株式会社 取締役グループ副社長執行役員・COOグループ代表補佐 グループ人財開発統括セキュリティ事業担当
取締役（監査等委員）	廣 谷 仁 志	廣谷公認会計士・税理士事務所 合同会社HAC 代表
取締役（監査等委員）	川 崎 友 紀	GMOインターネットグループ株式会社 グループ執行役員 グループ法務部長
取締役（監査等委員）	橋 爪 賢 三	株式会社PAL 社外取締役 株式会社エコ配 社外取締役 CBcloud株式会社 取締役 税理士法人口ータス会計 代表社員

- (注) 1. 社内情報を収集し、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために、廣谷仁志氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 廣谷仁志氏および橋爪賢三氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 廣谷仁志氏および橋爪賢三氏は税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有しております。川崎友紀氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、廣谷仁志氏および橋爪賢三氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役が職務を執行するにあたり、期待される役割を十分に發揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役である廣谷仁志氏および橋爪賢三氏と責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為や法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責

任保険契約の被保険者は、当社の取締役であり、その保険料を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を、2025年3月26日開催の取締役会において、決議しております。

b. 役員報酬等の決定に当たっての方針および手続

当社は、取締役会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬および変動報酬に係る個人別の報酬等の内容の決定を、代表取締役 山名正人氏に委任しております。当該委任は、報酬決定方針および業績等を踏まえたうえで、個人別報酬の決定を機動的かつ一体的に運用することを目的とするものです。代表取締役は、株主総会決議により定められた報酬等の総額の範囲内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の役位・職責等に応じて、個人別の基本報酬および変動報酬を決定しております。

代表取締役は、当該委任・決定にあたっては、監査等委員会の答申内容を尊重しております。

c. 役員報酬の構成および決定過程

各取締役の報酬額は、以下の固定報酬と業績連動報酬により決定します。

固定報酬は、会社として毎期設定される売上高、経常利益、配当額、一人当たり利益、売上高成長率、利益成長率等の業績数値目標・配当目標や顧客継続率・従業員定着率等の定量的な目標のみならず、スピリットベンチャー宣言を基礎とする定性的な目標の達成度を多面的に評価した結果、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会にて決定いたします。

業績連動報酬は、業績連動指標である当期純利益が基準値を上回った場合に、基準値超過額を限度として、業績連動指標の一定割合を役員賞与の支給額として算出し、取締役会により決定いたします。なお、当期純利益は、当社の一定期間における最終的な利益水準を示す指標であり、収益性向上および企業価値向上に向けた経営成果を総合的に反映するため、業績連動報酬の指標として採用しております。

報酬等を与える時期については、固定報酬は、月例の固定金銭報酬、業績連動報酬は、事業年度終了後3ヶ月以内に年1回支給としております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役会で決定された報酬等の基本方針および当該手続に基づき決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

②監査等委員である取締役の報酬等の額の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬等の額については、株主総会で決議された総枠の範囲内で、監査等委員の協

議により定める固定報酬とし、企業の業績に左右されない適正な報酬が確保されることで、その独立性を保証しております。

③取締役および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬総額については、2025年3月26日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内と定められております。また監査等委員である取締役の報酬総額については、2025年3月26日開催の定時株主総会において、年額15,000千円以内と定められております。なお、当該株主総会終了時点の取締役の員数は6名で、うち監査等委員の員数は3名（うち2名は社外取締役）となっております。

④役員の区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	114,447 (一)	96,375 (一)	17,141 (一)	— (一)	2 (一)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	9,900 (9,900)	9,900 (9,900)	— (一)	— (一)	2 (2)

(注) 1. 取締役のうち2名は、無報酬の役員（取締役1名、監査等委員1名）です。

2. 期末現在の役員の数と上記報酬支給人員とに相違がありますが、親会社から派遣されている非常勤取締役は無報酬としていることによるものであります。

⑤役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑥使用者兼務役員の使用者給与のうち、重要なものの

使用者兼務役員の使用者給がないため、記載しておりません。

⑦業績運動報酬に関する指標の目標および実績

当社は、当期純利益の5%を上限原資として、業務執行取締役に対する役員賞与を支給する方針を定めております。最近事業年度においては、当期純利益342,790千円の5%を上限とし、役員賞与として17,141千円を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）廣谷仁志氏は、廣谷公認会計士・税理士事務所、合同会社HAC代表を兼務しております。
なお、当社と廣谷公認会計士・税理士事務所、合同会社HACとの間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）橋爪賢三氏は、株式会社PAL、株式会社エコ配の社外取締役およびCBcloud株式会社の取締役並びに税理士法人口ータス会計の代表社員を兼務しております。
なお、当社と株式会社PAL、株式会社エコ配、CBcloud株式会社、税理士法人口ータス会計との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	廣 谷 仁 志	当事業年度に開催された取締役会15回の内、15回に出席し、また監査等委員会12回の内、12回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）	橋 爪 賢 三	当事業年度に開催された取締役会15回の内、15回に出席し、また監査等委員会12回の内、12回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新規株式公開に際して提出した有価証券届出書に関するコンフォートレターの発行業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。
- (2) コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的に実施する。
- (3) 内部監査室により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役社長に報告する。
- (4) 各取締役は、取締役または使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会および監査等委員会に報告する。各監査等委員は、取締役の職務の執行について監査を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的

記録を含む。) は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理します。

- (2) 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 役員は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価および管理に努めます。
- (2) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款および取締役会規程に基づき運営し、月次で定期開催し、または必要に応じて随時開催します。
- (2) 役員は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行します。
- (3) 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程および職務権限議規程を制定します。

⑤当社およびその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社とGMOインターネットグループ各社との取引については、非支配株主保護の観点から、取引条件の客觀性および合理性を確保するため、その取引について取締役会にて慎重に検討し判断しております。
- (2) 当社は関連当事者取引規程に基づき、代表取締役社長統括のもと、各担当取締役および担当部門がGMOインターネットグループ各社との取引に関して必要な業務の執行および管理を行います。また、監査等委員会および内部監査室の監査により業務の適正を確保いたします。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人(以下、「監査等委員会の補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができます。
- (2) 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とします。

⑦監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 役員およびパートナーは、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告します。
- (2) 役員およびパートナーは、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告します。
- (3) 監査等委員会へ報告を行った役員およびパートナーに対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部通報制度規程にて定め、その旨を周知徹底します。

⑧監査等委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について生じる費用および債務については、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、その要請に応じて、その費用および債務を処理するものとします。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長と意見交換を行います。また、必要に応じて当社の取締役および重要な使用人からヒアリングを行います。
- (2) 監査等委員会は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行います。
- (3) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
- (4) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図ります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

2025年度においては、取締役会（15回）、経営会議（14回）および監査等委員会（12回）を開催し、重要事項の決定ならびに業務執行の監督を行いました。

また、コンプライアンス体制の有効性、リスク管理の状況および業務の適正性については、内部監査室による監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を通じて継続的に状況を確認し、コンプライアンス事案・リスク事案等に対し迅速な対応が可能となるよう運用しました。加えて、社内外に設置した内部通報窓口およびヘルpline窓口において、内部通報を隨時受け付けております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案した上で、安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。

今後は、経営成績および財務状況を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。剰余金の配当につきましては、配当性向65%を目安とし、安定的・持続的に配当することに努めております。

内部留保資金については、当社の諸事業の事業資金、および新規事業等に必要な成長投資に利用することにより、企業価値向上に努める考えであります。

このような方針に基づき、当期（2025年12月期）の配当は1株あたり40.30円の期末配当を決定しております。

なお、当社は、2026年2月10日開示の「配当方針の変更に関するお知らせ」のとおり、2026年2月10日開催の取締役会において、安定的な利益還元を図るため2026年12月期より配当性向65%または株主資本配当率（DOE）8%以上のいずれか高いほうを採用する基準とすることを決議いたしました。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	2025年12月期 2025年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	3,688,879
現金及び預金	2,907,986
売掛金	751,540
前払費用	44,073
貸倒引当金	△15,718
その他	997
固定資産	349,389
有形固定資産	47,406
建物	46,200
工具、器具及び備品	1,205
無形固定資産	216,919
ソフトウエア	182,653
ソフトウェア仮勘定	34,265
投資その他の資産	85,063
繰延税金資産	14,763
その他	70,299
資産の部合計	4,038,268

(単位：千円)

科 目	2025年12月期 2025年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	1,221,947
買掛金	772,693
未払金	84,477
未払費用	80,299
未払法人税等	34,545
契約負債	177,519
預り金	7,621
賞与引当金	16,430
役員賞与引当金	18,072
その他	30,286
固定負債	40,255
資産除去債務	40,255
負債の部合計	1,262,203
● 純資産の部	
株主資本	2,776,065
資本金	1,103,284
資本剰余金	1,103,284
資本準備金	1,103,284
利益剰余金	569,496
その他利益剰余金	569,496
繙越利益剰余金	569,496
純資産の部合計	2,776,065
負債・純資産の部合計	4,038,268

損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	2025年12月期	
	自 2025年 1月1日	至 2025年 12月31日
売上高		2,459,803
売上原価		426,841
売上総利益		2,032,961
販売費及び一般管理費		1,509,322
営業利益		523,639
営業外収益		
受取利息	1,159	
助成金収入	800	
雑収入	935	2,894
営業外費用		
株式交付費	9,874	
上場関連費用	8,000	17,874
経常利益		508,660
特別損失		
固定資産除却損	357	357
税引前当期純利益		508,302
法人税、住民税及び事業税		165,647
法人税等調整額		△136
当期純利益		342,790

株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	100,000	100,000	347,626	347,626	547,626
当期変動額				△120,920	△120,920	△120,920
剩余金の配当						
新株の発行	978,994	978,994	978,994			1,957,988
新株の発行（新株予約権の行使）	24,290	24,290	24,290			48,580
当期純利益				342,790	342,790	342,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,003,284	1,003,284	1,003,284	221,869	221,869	2,228,438
当期末残高	1,103,284	1,103,284	1,103,284	569,496	569,496	2,776,065

	純資産合計
当期首残高	547,626
当期変動額	
剩余金の配当	△120,920
新株の発行	1,957,988
新株の発行（新株予約権の行使）	48,580
当期純利益	342,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	
当期変動額合計	2,228,438
当期末残高	2,776,065

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を含む。）は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～22年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しています。

3. 収益および費用の計上基準

当社はCX向上ソリューション事業の単一セグメントであり、当社と顧客との契約から生じる収益の主要な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。顧客への財またはサービスの提供において、当社がその財またはサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

また、取引の対価は概ね各月において履行義務の充足する前月に前受する形、または履行義務の充足時点から概ね2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) ストック収益

以下サービスの月額固定料金に関する収益についてはストック収益として区分しております。

① 取次サービス

顧客が販促活動で利用する各SNSサービスの取次業務を提供しております。各SNSアカウントを継続的に手配し、配信の管理、運用の代行を行うことを履行義務としており、当該履行義務は配信期間にわたり充足されると判断し、一定期間にわたって収益を認識しております。

② サポートサービス

各SNSや広告サービスを利用した顧客の販促活動の運用サポートを提供することを履行義務としています。当該履行義務は配信期間にわたり充足されると判断し、一定期間にわたって収益を認識しております。

③ ツール提供

各SNSサービス等を活用したメッセージやメール等の配信を、より効果的に配信するための自社ツールを提供しております。各SNSサービス利用と、ツールを利用したメッセージやメール等の配信を包括した提供を履行義務としており、契約期間にわたる継続的な役務提供として認識し、各月における提供義務の履行に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。

④ 報奨金

SNS事業者との代理店委託契約に基づき、契約の締結の媒介・代理および付帯業務を行っており、月毎の取次実績から生じる代理店手数料を報奨金として受領しております。

毎月の取次実績により確定する報奨金については、ストック収益に区分しております。

契約により月毎の利用実績に基づき金額が確定となった時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した一時点で、SNS事業者との代理店委託契約から生じる代理店手数料の金額を収益として認識しております。

(2) トランザクション収益

以下サービスの各SNSアカウントからの一定期間における配信数に応じた従量課金に関する収益についてはトランザクション収益として区分しております。

① 取次サービス

顧客が販促活動で利用する各SNSサービスの取次業務を提供しております。各SNSアカウントの一定期間における配信の代行を行うことを履行義務としており、当該履行義務は配信期間にわたり充足されると判断し、配信数に応じた従量課金分について、一定期間にわたって収益を認識しております。

(3) その他収益

その他収益につきましては、以下のとおりです。

① 広告運用

顧客が販促活動で利用するインターネット広告の取次業務を提供しております。各広告媒体を継続的に手配し、配信の管理、運用の代行を行うことを履行義務としており、当該履行義務は配信期間にわたり充足されると判断し、一定の期間にわたって収益を認識しております。

② 報奨金

SNS事業者との代理店委託契約に基づき、個別の契約で定められた取次実績条件を満たした場合に報奨金を受領しております。

四半期または半期の取次実績結果により確定する報奨金については、その他収益に区分しております。

契約により四半期または半期の取次実績に基づき金額が確定となった時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した一時点でのSNS事業者との代理店委託契約から生じる代理店手数料の金額を収益として認識しております。

【会計方針の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【表示方法の変更に関する注記】

該当事項はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 14,763千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の将来減算一時差異のうち将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該事業計画の主要な仮定は、成長率、解約率等の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための人員増加、広告宣伝および販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の金額は、今後の事業年度における課税所得が見積りと異なった場合に、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化することで増減する可能性があります。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

該当事項はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 29,357千円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 14,259千円

長期金銭債権 4,615千円

短期金銭債務 27,403千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	47,791千円
売上原価	51,106千円
販売費及び一般管理費	202,380千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	907千円
-------	-------

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 5,529,204株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	120,920	22,392.77	2024年12月31日	2025年3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月19日 取締役会	普通株式	222,826	40.30	2025年12月31日	2026年2月20日

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類および数

普通株式 69,930株

【税効果会計に関する注記】

1. 總延税金資産および総延税金負債の発生の主な原因別の内訳

総延税金資産

貸倒引当金	4,880千円
貸倒損失	4,345 //
賞与引当金	5,030 //
資産除去債務	12,688 //
その他	3,703 //
総延税金資産小計	<u>30,650千円</u>
評価性引当額	<u>△6,721 //</u>
総延税金資産合計	<u>23,928千円</u>

総延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>△9,165千円</u>
総延税金負債合計	<u>△9,165千円</u>
総延税金資産純額	<u>14,763千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.35%
住民税均等割	0.27%
評価性引当額の増減	△3.47%
適用税率差異	2.86%
その他	0.93%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.56%</u>

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本価額の維持および流動性の確保を図りつつ安定した収益確保を目指し、安定運用を行うことを基本方針としております。また、資金調達については、銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、重要性に乏しいと認められる金融商品については、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,907,986	—	—	—
売掛金	751,540	—	—	—
合計	3,659,526	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性に乏しいため記載を省略しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

該当事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

計算書類作成会社の役員および主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	山名 正人	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接1.7	—	ストックオプションの権利行使	35,058	—	—

(注) 2022年12月22日開催の株主総会の決議に基づき発行された新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、CX向上ソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	売上区分			合計
	ストック	トランザクション	その他	
一時点で移転される財またはサービス	250,248	—	148,499	398,747
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	1,468,874	308,761	283,419	2,061,056
顧客との契約から生じる収益	1,719,123	308,761	431,918	2,459,803
外部顧客への売上高	1,719,123	308,761	431,918	2,459,803

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 3. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	767,812
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	751,540
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	184,478
契約負債(期末残高)	177,519

当事業年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は184,478千円であります。なお、契約負債は、それぞれのサービスにおける契約に基づき顧客から受け取った前受金に関する

るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産	502円	07銭
1株当たり当期純利益	84円	25銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

該当事項はありません。

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

GMO コマース株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 計士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOコマース株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

GMOコマース株式会社 監査等委員会

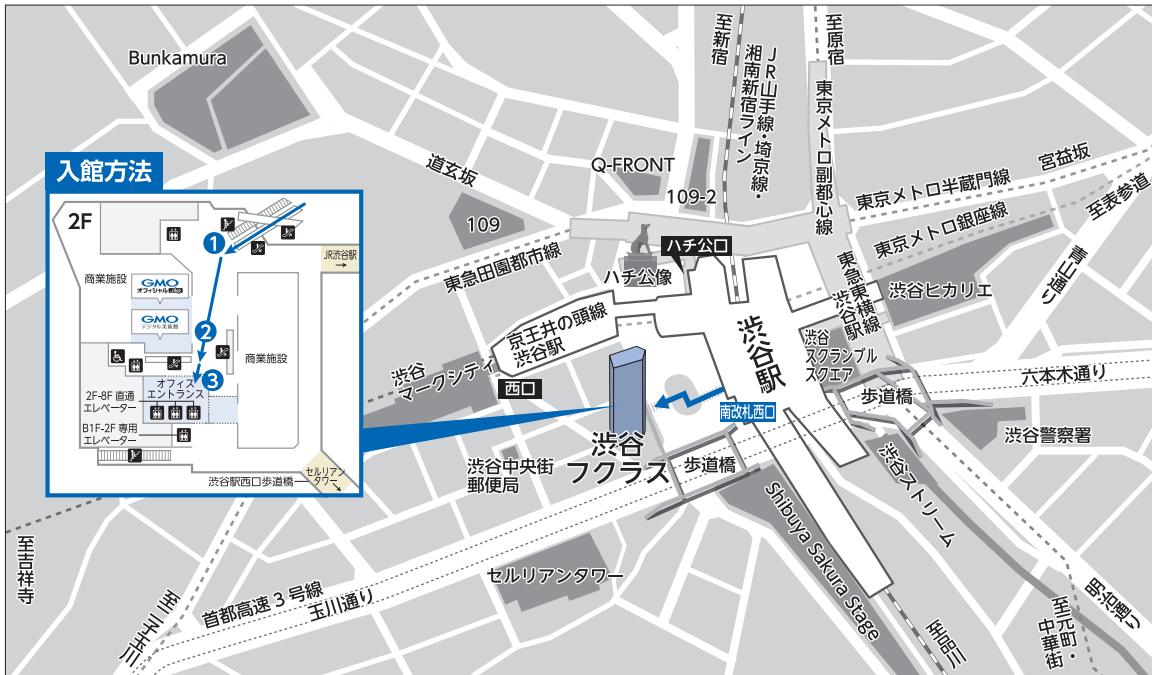
常勤監査等委員 廣谷 仁志 印
監査等委員 橋爪 賢三 印
監査等委員 川崎 友紀 印

(注) 監査等委員廣谷仁志及び橋爪賢三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場／東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
グループ第2本社・渋谷フクラス16階「GMO Yours・フクラス」



①北側のエスカレーターで2F
に上がり、渋谷フクラスの
中へお進みください。



②「GMO デジタル美術館」を
右手に、そのまま直進して
ください。



③オフィスエントランスの中
に入り、エレベーターで8F
までお上がりください。
8Fに受付がございます。

- お土産のご用意は
ございません。
- 座席数に限りがあるため、
ご来場いただいても
ご入場いただけない
場合がございます。

交通のご案内

各渋谷駅より徒歩5分

- JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン
- 東急東横線、東急田園都市線
- 京王井の頭線
- 東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、
- 東京メトロ副都心線

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。